

公共施設等の施設カルテの公表について(令和4年度版)

1 施設カルテとは

公共施設等に関する基本情報や管理・運営情報等の情報をまとめたもの

基本情報	管理・運営情報	財務情報	棟情報
・所在地 ・延床面積 ・災害リスク ・設置目的 ・施設概要 等	・運営形態 ・指定管理者名 ・開館時間 ・開館日数 ・利用者数 等	・市の収支 使用料、人件費... ・減価償却費 ・指定管理者の 収支 等	・建物名 ・構造 ・延床面積 ・建築年 ・耐震性能 等

公共施設等の

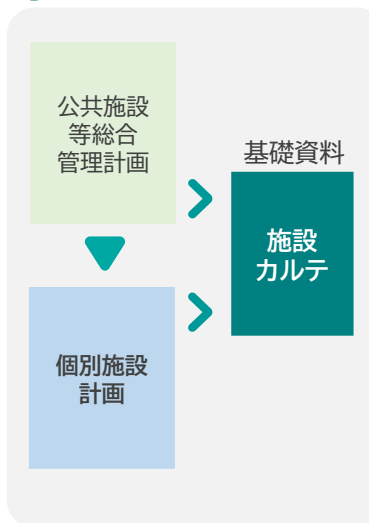
状況の「見える化」

2 公表の目的

- 市民や事業者と施設の情報を共有する。
- 公共施設等に関する理解を深める。
- 今後の公共施設等のあり方の検討や民間での利活用検討の資料とする。

今後は、施設カルテの情報を参考に
公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定、市民との意見交換を進める。

施設カルテの位置付け



公共施設等総合管理計画の目標

短期目標<令和7年度まで>

民間代替性の高い施設を中心に民間へ移譲又は施設を廃止等により、公共施設等の維持管理・更新に係るコストを6億円縮減

中期目標<令和12年度末まで>

主な建物が旧耐震基準に該当する施設等について、今後の施設の方向性(存続・廃止等)を整理し、縮減に向けた取組を実施

長期目標<令和12年度までに将来的なあり方を整理>

短期目標、中期目標に掲げた以外の施設についても今後の施設の方向性を再整理し、公共施設等の質・量のさらなる最適化を図る

3 公表施設

令和5年3月31日時点で保有または賃借する施設 約**1,300**施設のうち、

一部の施設を除き、

「**1,019**施設」の施設カルテを公表

個別	公民館、体育館、幼稚園、保育所、小学校、中学校、庁舎 等	415施設
集約	集会所、図書館、放課後児童クラブ、市営住宅、都市公園施設、消防団詰所	604施設
		計 1,019施設

[参考] 公表から除外した施設(約300施設)

- ・企業会計に属する施設(水道施設、下水道施設等)
 - ・庁内・市民利用が少ない小規模な施設(教職員住宅等)
 - ・公園以外のインフラ系施設(ポンプ室、機械室等)
 - ・普通財産(廃校等の民間で利活用されている施設)
 - ・解体事業に着手している施設
- 独立採算等に努める中で施設のあり方を検討すべき施設
個別にあり方を見直すべき施設
既に施設の用途が廃止された施設

機能類型	施設数	カルテ数	機能類型	施設数	カルテ数
文化施設・ホール	104	53※	ごみ処理関係施設	12	12
スポーツ施設	43	43	庁舎	31	31
観光施設	34	34	火葬場・墓園	4	4
保健・福祉・医療施設	14	14	駐輪場・駐車場	8	8
幼稚園・保育所	49	49	卸売市場	1	1
学校関連施設	123	123	公衆トイレ・四阿	29	29
放課後児童クラブ	55	1※	文化財等	3	3
公営住宅	104	1※	公園施設	99	5※
消防団詰所	297	1※	その他	9	9
			合計	1,019	421

※は複数施設を集約してカルテを公表